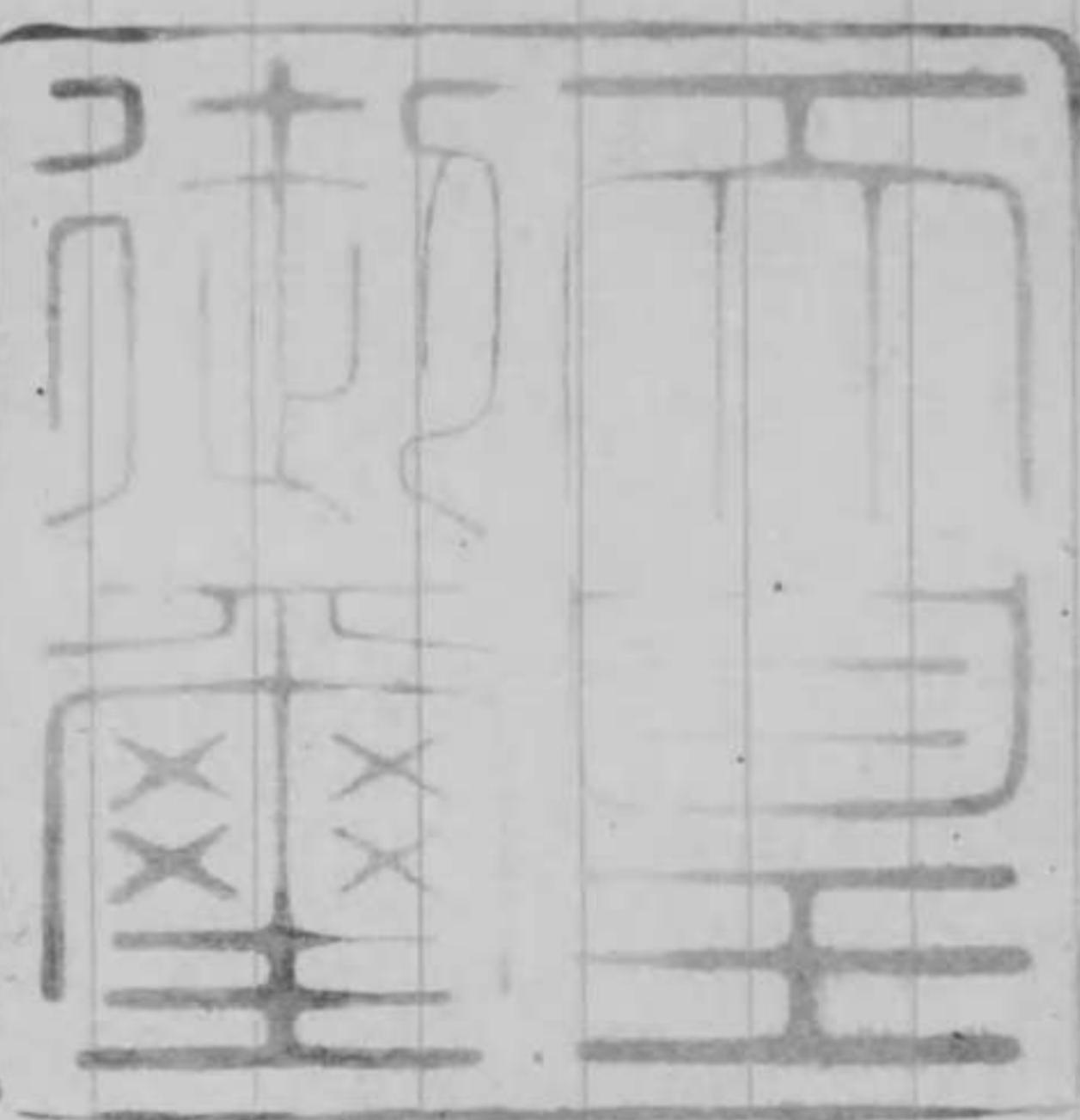


裕仁



夏時刻法を廃止する法律をここに公
布する。

昭和二十七年四月十一日

内閣総理大臣 吉田 内閣
文書

法律第八十四号

夏時刻法を廃止する法律

夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）は、廃止する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣

吉田 政

法務 総裁

木村 駿太郎

外務 大臣

吉田 政

内閣
大藏大臣 池田勇人
文部大臣 天野貞祐
厚生大臣 吉永嘉市
農林大臣 清水作伸
通商大臣 高橋龍太郎

農林大臣

高柳義之

大西

農林大臣

吉川善也

文部大臣

大隈重信

大藏大臣

山縣有朋

運輸大臣

村上義一

郵政大臣

佐藤宗作

電氣通信大臣

佐藤宗作

勞働大臣

吉武東市

建設大臣

野田伊一

支那大臣

稻田中

内

閣

支那大臣 告文

支那大臣

稻田中

支那大臣 心意

支那大臣 林喜慶

經濟安定本部總裁

吉田茂

内閣